

在留申請オンラインシステムの利用申出を行う皆様へ

在留申請オンラインシステムを利用する上での留意事項について（注意喚起）

弁護士及び行政書士以外の方が、業として、申請人又はその法定代理人などから手数料を得るなどして自らに在留申請オンラインシステムに申請情報を入力した場合、弁護士法違反又は行政書士法違反となることがありますので留意願います。弁護士及び行政書士以外の利用者が、オンラインシステムを利用する場合は、申請人や所属機関の職員と一緒に申請内容を入力するなど法違反とならないよう十分留意願います。